

「農地の売買・贈与・貸借等の許可（「農地法」第3条）」について！

「農地」を買いたい方！（売りたい方！）

「農地」を借りたい方！（貸したい方！）

は、「七宗町農業委員会」へご相談ください。

農地の売買、贈与、貸借等には「農地法」第3条に基づく「七宗町農業委員長（又は、岐阜県知事）の許可が必要となります。

この許可を受けないでされる行為は、公的な権利はありません。

尚、農地の売買、貸借については「農業経営基盤強化促進法」に基づく方法もあります。

詳しくは、「七宗町農業委員会事務局」迄お尋ねください。

◎「農地法」第3条の主な許可基準

「農地法」第3条に基づく許可を受ける為には、次の全ての要件を満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地又は借りている農地の全てを効率的に耕作する事。（すべて効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、「農業生産法人」の要件を満たす事。（「農業生産法人」要件）
- ・ 申請者又は、世帯員等が農作業に常時従事する事。（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上である事。（下限面積要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えない事。（地域との調和要件）

※「農業生産法人」とは、農業を事業の中心とする事、農業者が中心となって組織される事等の「農地法」第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※「下限面積要件」とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われない事が想定される事から、許可後に経営する農地面積が一定（都府県：50a、北海道：2ha）以上にならないと「許可」は、出来ないとするものです。

尚、「農地法」で定められている「下限面積」が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況等からみて、その地域の実情に合わない場合には、「各農業委員会」で面積を定める事が出来る事となっています。

「七宗町農業委員会」では、管内の「下限面積」を次のように定めています。

| 地 域 | 下 限 面 積 |
|---------|---------|
| 町 内 全 域 | 20 アール |

（下限面積設定理由）

農地の遊休化や、効率的かつ総合的な利用（集団的な農地利用、農作業の共同化等）又、農業者の意見等を踏まえた設定をし「農業委員会総会」において決定しました。

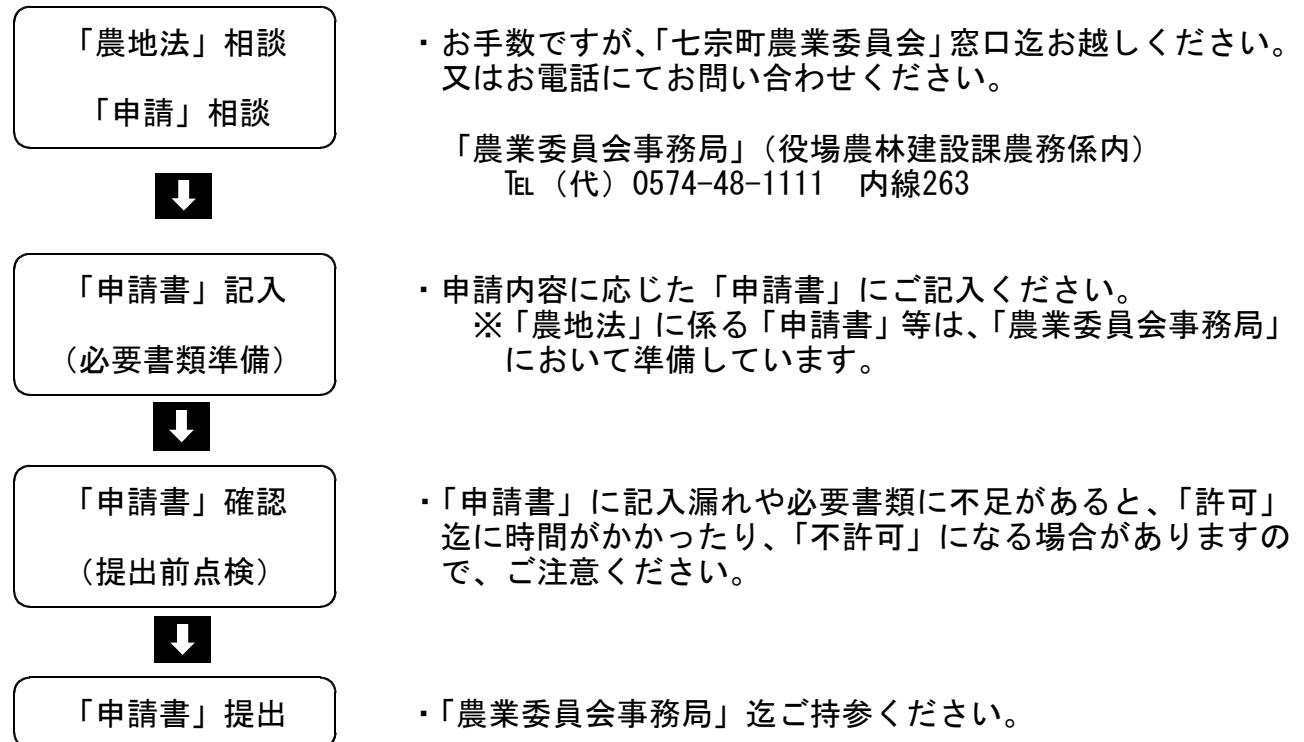
算定基礎は、「2010・農林業センサス」「農家台帳」「近隣市町村の動向」

◎「農地法」第3条許可事務の流れ

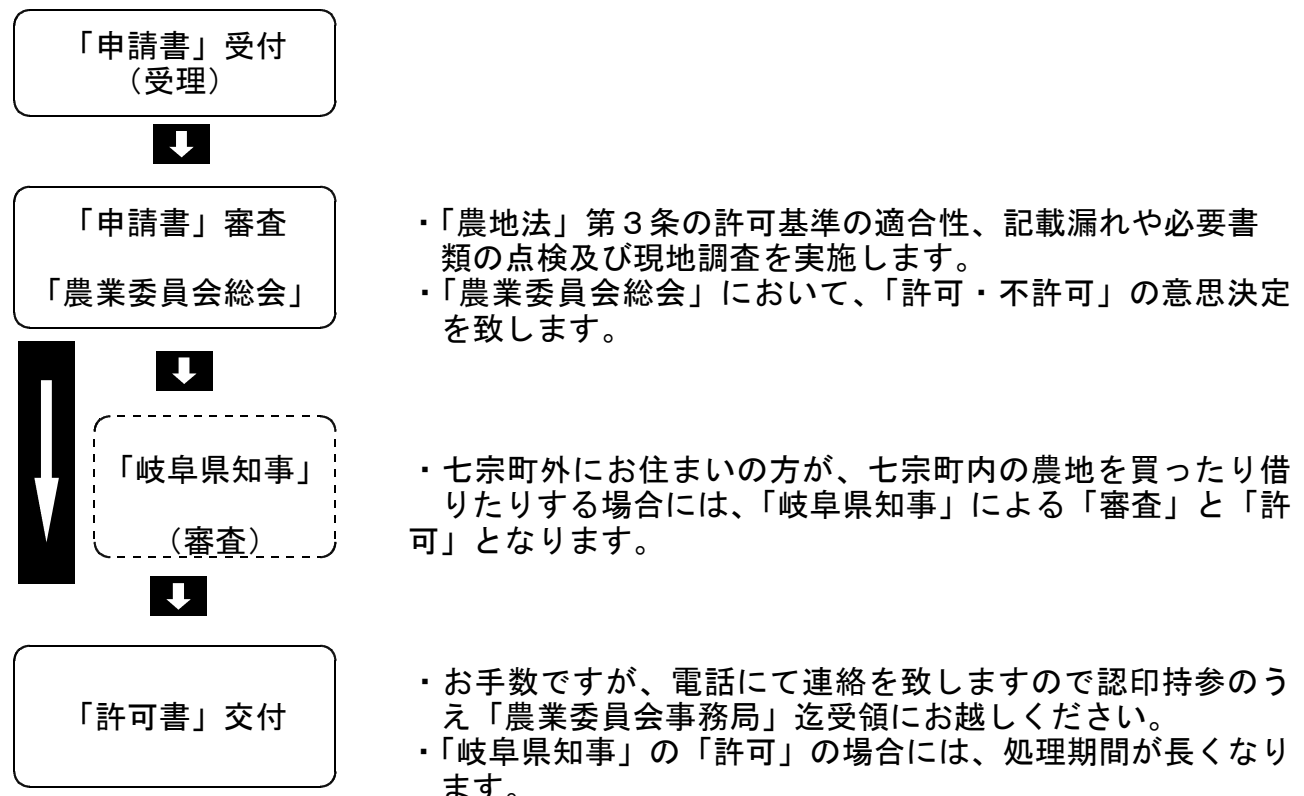
「七宗町農業委員会」では、申請書の受付から許可書の交付迄の「事務の標準処理期間」を30日と定め、迅速な許可事務に努めています。



○「申請者」の流れ



○「農業委員会」等の流れ



尚、不明な事柄については、各地区の農業委員さんか農業委員会事務局迄お尋ねください。

農業委員会事務局

| | |
|--|--------------------|
| 〒509-0492 | |
| 岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地3 七宗町役場 農林建設課 農務係 | |
| 電話番号 | 0574-48-1111 内線263 |
| FAX番号 | 0574-48-2239 |